

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第5回 (H26.8.22)	ヒアリング資料2

平成26年8月22日

## 「障害福祉サービス等報酬改定」にあたっての要望

公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会 理事長 岡田 喜篤  
(公印省略)

「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正」では、「児者一体の運用」が可能な体制にさせていただいたことをはじめとして、重症心身障害児・者の特性をご配慮いただきましたことを感謝申し上げます。

さて、この度の障害福祉サービス等報酬改定にあたりましては、消費税の引き上げに伴う支出増および電気料金や重油、灯油をはじめとする燃料費の値上げを考慮した報酬設定のお願いは各種団体の共通したものと思われませんが、その他当協会からの要望として以下の事項をお願いいたします。

### ◎入所関係（療養介護および医療型障害児入所施設）

#### 1 超・準重症児者への加算の創設

近年、超・準重症児者の受け入れ先として旧重症心身障害児施設は一定の役割を担ってきたが、その受け入れも制限が出てきている。その背景として、これら超・準超重症児者の割合が大きくなればなるほど、経営を圧迫してくるという問題を含んでおり、これら超・準超重症児者の受け入れには一人1日43,500円（添付資料1）という経費を必要とするが、児童福祉法や障害者総合支援法によるサービス報酬に診療報酬を加えても、その必要経費には届かない状況が続いている。このような中でも、超・準超重症児者の受け入れを維持・拡大できるよう多くの施設が努力をしているが、さらに受け入れを進めるためには、少なくとも必要経費不足分を補充していただく超・準超重症児者加算の創設が必要である。

### ◎短期入所関係

#### 2 特別重度支援加算の増額

近年、在宅で気管切開や人工呼吸管理を必要としている超・準超重症児者が急増しており、短期入所の希望が多くなっている。現在、これに対し特別重度支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）を出していただいているが、超重症児者にかかる経費が1人1日43,500円以上である現状には加算を加えても不足する。また、短期入所の場合、人工呼吸器関係や酸素使用関係の医療費請求が出来ない状況にあり、超・準超重症児者の受け入れも限界にきている。今後、さらに短期入所の利用増加が予想される中、超重症・準超重症児者の短期入所を安全に受け入れる体制を整えられるように特別重度支援加算の増額を要望する。

## 説明資料

### 1. 超・準超重症児者への加算の創設（療養介護および医療型障害児入所施設）

近年、人工呼吸器や気管切開の状態にあり、NICU や小児科病棟に長期入院となっている児のために、これらの施設における新規入院の受け入れが制限されているという問題が生じています。これらの児の受け入れ先として旧重症心身障害児施設は一定の役割を担ってきましたが、2012 年度の集計では公法人立 124 施設に超重症児者約 1200 人、準超重症児者約 1600 人がすでに入所しております。NICU や小児科病棟からこれらの児の受け入れの依頼は後を絶ちませんが、その受け入れには制限が出てきている状況です。その背景として、これら超・準超重症児者の割合が大きくなればなるほど、経営を圧迫してくるという問題を含んでいます。これら超・準超重症児の受け入れには一人 1 日 43,500 円（添付資料 1）という経費を必要としますが、当協会所属施設の多くが申請している障害者施設等入院基本料（10:1 または 13:1 が多数）は低く、これに児童福祉法や障害者総合支援法によるサービス報酬を加えても、その必要経費には届かない状況が続いております。

また、これらの児は、成長して状態が軽快して退所していく例は少なく、成人後も当協会所属施設でそのまま生活される例がほとんどです。このような中でも、超・準超重症児者の受け入れを維持・拡大できるよう多くの施設が努力をしておりますが、さらに受け入れを進めるためには、少なくとも必要経費不足分を補充していただく超・準超重症児者加算の創設が必要あると考えます。

### 2. 特別重度支援加算の増額（短期入所）

人工呼吸器や気管切開の状態にある医療度の高い児が、NICU や小児科病棟から在宅へ移行して生活している状況が多くなってきています。小児科学会をはじめとする最近の調査では、20 歳未満に限っても全国に 5,000 人以上の超・準超重症児者が在宅で生活されていると言われております。この状況にある家族にとって、在宅生活を維持するための大きな支えになっているのが、短期入所サービスであります。当協会所属の多くの施設も、この問題には積極的に取り組んでいますが、これらの児の短期入所を受け入れる場合には施設の負担は大変大きくなり、スタッフの十分な配置を必要とするとともに、事故発生のリスクも大きなものになります。しかしながら、実際の負担やコストに比較して施設への経済的給付は極めて不十分なものと考えます。超・準超重症児者にかかる必要経費は一人 1 日 43,500 円（資料 1）と算定しておりますが、施設での短期入所は福祉制度からのサービス費によっており、現状、医療型短期入所サービス費（Ⅱ）23,970 円＋特別重度支援加算（Ⅰ）3,880 円＋短期利用加算 300 円＋短期食事提供加算 680 円の 28,830 円で、必要経費に比べ少額であります。また、人工呼吸器や在宅酸素療法の診療報酬は入院していた総合病院小児科や小児医療センターで請求していることが多く、この管理については持ち出しになっていることが多い状況です。このような状態の中で、超・準超重症児者の短期入所の要望はさらに高まっていますが、施設も受け入れの限界にきています。今後、さらなる増加に対応するためには、少なくとも必要経費をまかなう経済的保障が必要であると考え、特別重度支援加算の増額を要望します。

**\*添付資料 1**

**超重症・準超重症児者のみが入所している病棟での経費試算 (A 施設)**

超重症児者 32 人、準超重症児者 19 人、計 51 人が入所している病棟について、超重症児者の入所一人 1 日あたりの支出額（経費）の算定

(1) 病棟特定支出（この病棟にかかわる支出）：34,228 円

①人件費：27,237 円（病棟職員（医師、看護師、生活支援員等）

②医療関連支出：5,811 円（医療機械（リース料、減価償却含む）、医療材料、医薬品、検査費用、酸素）

③その他の病棟特定支出：1,180 円（看護補助業務委託費、病棟内修繕費、各種備品、消耗品）

(2) 給食関連支出：1,926 円

①人件費：1,140 円（栄養士、調理員等）

②その他の支出：786 円（給食材料、厨房機器、各種備品、消耗品、厨房維持管理費）

(3) 施設共通支出：施設共通支出：7,285 円

①人件費：1,309 円（事務員、用務員等）

②その他の支出：5,976 円（法人運営費、福利厚生費、研修費、水道光熱費、建物設備維持管理費、車両経費、賠償保険、通信費他）

合計 (1) + (2) + (3) 一人 1 日あたりの支出額 43,439 円

その他の B 施設の試算でも 43,800 円という試算もあり、少なくとも 43,500 円の経費が必要です。